

1. バリアフリー基本構想改訂について

1-1 バリアフリー法の概要

(1) バリアフリー法について

本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者、障害者等が社会、経済活動に参加する機会を確保し、誰もが安全で安心して参加できる社会の実現が求められています。このような中、平成6年に、主に高齢者や身体障害者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。

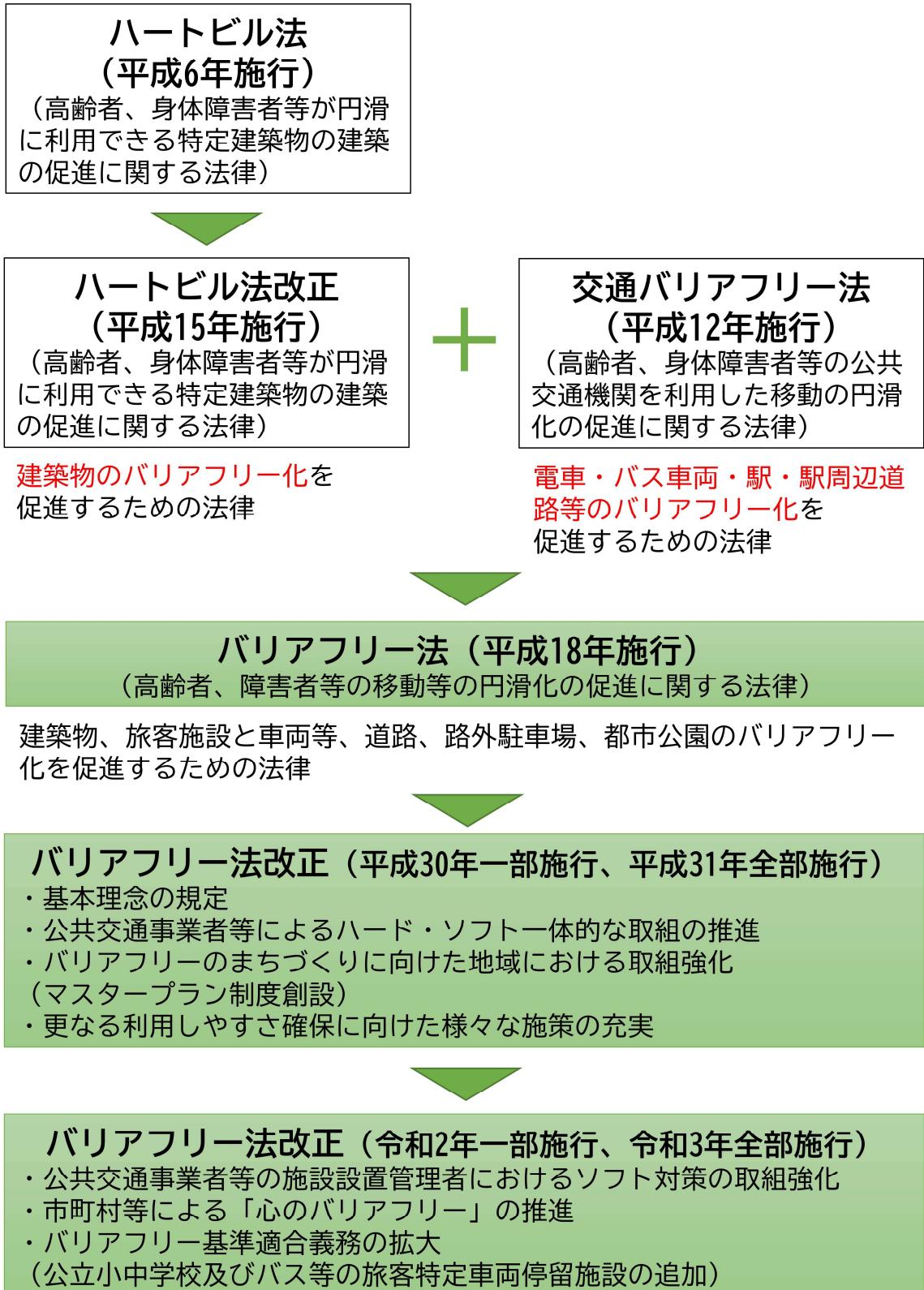
さらに、平成12年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行され、高齢者、身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性及び安全性の向上を図るために、一体的・重点的な移動円滑化の実施・枠組みが位置付けられ、バリアフリー社会の実現に取り組んできました。

その後、利用者の視点に立った連続的なバリアフリー化を図る必要があること等、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化の必要性があることから、平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行されました。

また、平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等を受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成30年11月一部施行、平成31年4月全部施行）。

さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図るための法改正が行われています（令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行）。

■バリアフリー法の経緯



バリアフリー法で定める内容は、以下のとおりです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 国が定める基本方針

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ○移動等円滑化の意義及び目標 | ○施設設置管理者が講ずべき措置 |
| ○移動等円滑化促進方針(マスター・プラン)の指針 | ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項 |
| ○基本構想の指針 | ○その他移動等円滑化の促進に関する事項 |
| ○情報提供に関する事項 | |

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

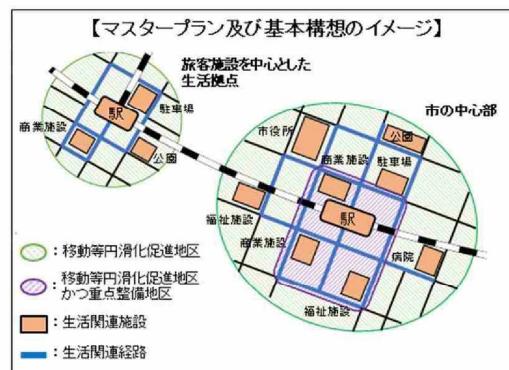
- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ○移動等円滑化の意義及び目標 | ○施設設置管理者が講ずべき措置 |
| ○移動等円滑化促進方針(マスター・プラン)の指針 | ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項 |
| ○基本構想の指針 | ○その他移動等円滑化の促進に関する事項 |
| ○情報提供に関する事項 | |

3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



- ・市町村が作成するマスター・プランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・マスター・プランにおいて、その他の記載事項として記載可能だった「心のバリアフリー」に関する事項を計画に明記することを求ることとし、移動等円滑化に係るソフト面での取組を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスター・プランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

出典：国土交通省 総合政策局

1－2 基本構想改訂の背景と目的

(1) 基本構想改訂の背景

本市では平成 16 年 3 月に、交通バリアフリー法に基づき、「大東市交通バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが活動しやすい環境づくり及び、生き生きと暮らせる社会づくりを進めてきました。そのような中、平成 18 年には、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合、拡充し新たにバリアフリー法が施行され、また、高齢化の進行や生活に関連する施設の新設等、本市をとりまく状況も変わりつつあり、バリアフリー整備を更に進めるため、バリアフリー法に基づいた「大東市バリアフリー基本構想」を平成 26 年 12 月に策定しました。目標年次の令和 2 年度を経過し、現行計画の進捗状況や令和 2 年及び 3 年に改正されたバリアフリー法の内容を踏まえ、現行計画を改訂します。

(2) 基本構想の目的

バリアフリー法は、高齢者や障害者等も含めた、すべての人たちが暮らしやすい社会を実現することを目的としており、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するためのものです。

本市においては、高齢者や障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を目指し、また、高齢者、障害者等の社会参加を推進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての人が利用しやすい施設等の整備を通じて、みんなが笑顔で安全に暮らせる活力ある社会を実現するため、「大東市バリアフリー基本構想」を策定しています。

SDGs (Sustainable Development Goals)

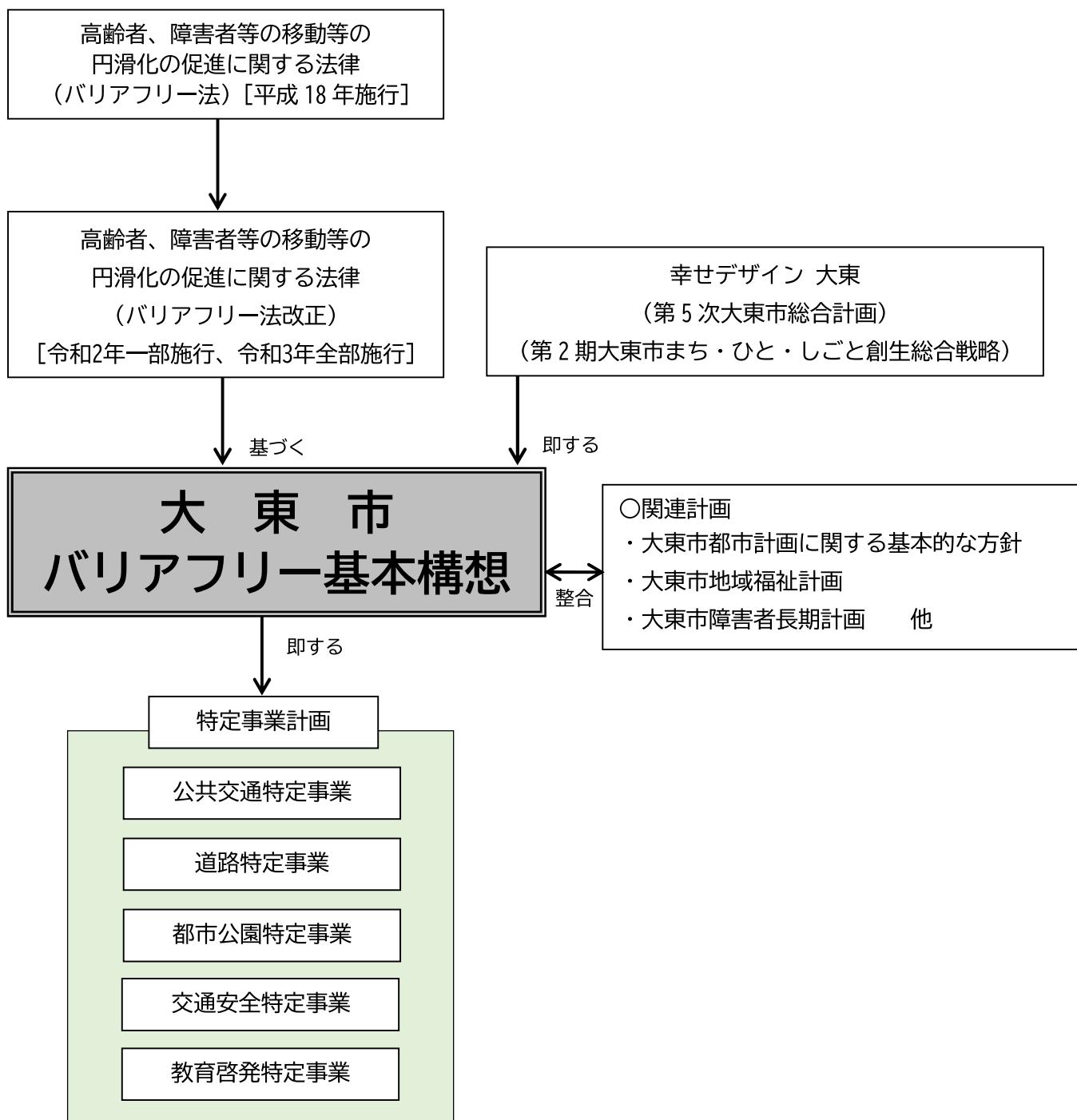
平成 27 年 9 月に開催された国連総会において、持続可能な社会を創るために世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDGs は、貧困を撲滅し、経済、社会、環境がバランスよく統合された持続可能な開発を達成するために、平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間に国際社会がめざすべき普遍的な目標として、17 の目標（Goals）と各目標に付随する 169 のターゲットを示したものです。



1-3 基本構想の位置付け

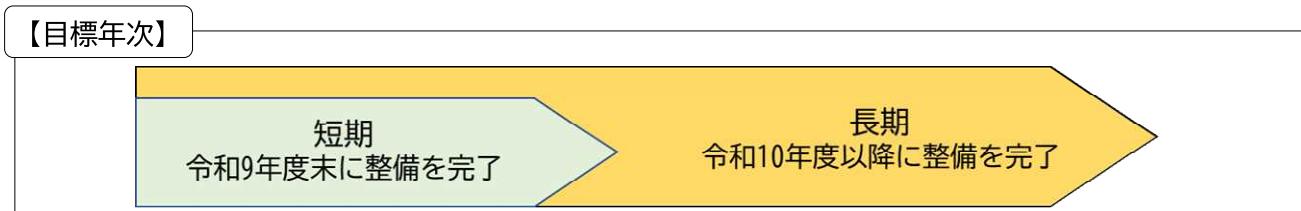
バリアフリー法及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和3年4月施行）」に基づき策定します。また、上位計画である「幸せデザイン 大東（第5次大東市総合計画・第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」、関連計画である「大東市都市計画に関する基本的な方針」等とも整合を図るとともに、以下のとおり「大東市バリアフリー基本構想」を位置付けます。



1-4 基本構想の目標年次及び策定手順

(1) 基本構想の目標年次

目標年次は、概ね5年後の令和9年度末とします。しかし、令和9年度末までに整備が困難な事業もあることから、以下のとおり目標年次を設定します。また、社会経済情勢が変化した場合や法制度の改正、上位・関連計画の見直し（改訂）が行われた場合には、必要に応じ見直しを行います。



目標年次		備考
短期	令和9年度末に整備を完了	<ul style="list-style-type: none">事業の緊急性、必要性、重要性等を考慮し、早急に整備が必要であるもの
長期	令和10年度以降に整備を完了	<ul style="list-style-type: none">現場条件や、関係機関との調整に時間を要するもの事業化に向けて検討するもの

(2) 基本構想の策定手順

策定に際しては、高齢者、障害者等をはじめ市民の皆さんとの意見や考え方を十分に反映させるため、アンケート調査やタウンウォッチングを実施するとともに、バリアフリー法に基づく「大東市バリアフリー基本構想協議会」を設置し、検討を行いました。協議会には、各種団体、事業者の代表者や市民を中心として、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者の方々にご参加いただきました。

